

## 令和5年1月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和5年1月6日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が1月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 小橋 勇二 会長  
1番 後藤 聖憲 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員 5番 宮田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員  
7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

2番 藤嶋 祐美 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

### 付議議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地証明願いについて  
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第5号 利用状況調査に基づく非農地の認定について  
議案第6号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第7号 白杵市農業委員会の所管に係る白杵市個人情報保護条例施行規程の廃止について

局長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。

議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議長 それではしばらく議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席2番 藤嶋委員が欠席となっており、出席委員は11名となっております。

よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議長 次に、議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけますか。

－異議なし－

議長 それでは、議席番号3番 二村 啓二委員と、議席番号4番 城野 幸司委員に議事録署名をお願い致します。

議案審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を

設定）することについて許可申請書の提出があったので提案する。

令和5年1月6日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

次に2ページをお開きください。

番号1、(田) 251m<sup>2</sup> については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、(畑) 270m<sup>2</sup> 外1筆、合計 640m<sup>2</sup> については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号3、(畑) 337m<sup>2</sup> については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上3条申請3件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。12月23日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号ですが、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請3件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸 みなさま、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。

委員 私、佐藤より、12月23日に竹尾委員、事務局、担当農地委員のみなさんと一緒に実施しました、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、譲受人により「ほど木」の置場として使用されていました。許可後は水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【下限面積要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の畠で、現在は草刈り等により管理されているほか、一部に農業用の機械置場が建っています。許可後は野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅の隣にある 1 筆の畠で、菜園や農業用の機械置場として利用されています。許可後は、トマトの作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 3 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 22 地区、三島推進委員さんお願いします。

三 島 第 22 地区、推進委員の三島です。

推進委員 番号 2 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の畠で、現在は草刈り等により管理されているほか、一部に農業用の機械置場が建っています。今後は野菜の作付けを行うとのことです。許可にあたって、特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 9 地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第 9 地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号 3 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅の隣にあり、これまで菜園や一部が農業用の機械置場として利用されています。許可後は、トマトの作付けを行うとのことです。許可にあたって、特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 5 年 1 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畠) 163 m<sup>2</sup> については、所有権の移転を行い、建売住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 1 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チ

ックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 6 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

竹 尾 私、竹尾より、12 月 23 日に佐藤幸委員、事務局、農地委員さんと実施しました、議案第 2 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畠については、所有権を取得し、建売住宅として利用するものです。申請地は 1 筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当の推進委員さんより報告をお願いします。第 1 地区、玉田推進委員さんお願いします。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号 1 の畠については、所有権を取得し、建売住宅として利用するものです。申請地は 1 筆の畠で、草刈り等により管理されています。周囲は住宅の建築が進み、すべて宅地や道路になっています。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手

をお願い致します。

### 事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第3号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7ページをお開きください。

議案第3号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和5年1月6日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 141 m<sup>2</sup> 申請者3名の土地については、昭和49年2月2日に5条の許可を受け転用された土地になります。  
チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し、非農地化されたが地目変更が未登記の土地となります。

番号2、(畠) 7.46 m<sup>2</sup> 、申請者の土地については、昭和47年2月頃より、庭及び車庫として利用されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

番号3、(畠) 161 m<sup>2</sup> 、申請者の土地については、大正13年12月頃より、住宅及び倉庫が建築されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

申請地は次の9ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願3件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第3号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第3号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 10ページとなります。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあつたので提案する。

令和5年1月6日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第1号）「令和5年1月6日公告予定」になります。

1ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和4年12月末までに申し出がありました、白杵市全体の集積表であります。

1ページの中段やや下の合計欄で説明します。田については、17,209 m<sup>2</sup> 20筆、畑については、22,307 m<sup>2</sup> 21筆です。

合計面積は39,516 m<sup>2</sup> 41筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が13名に対して、借り手は11名となります。各筆明細につきましては、4~7ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和5年1月6日公告予定の農用地利用集積計画（第1号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第5号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について事務局より説明をお願い致します。

次長 11ページとなります。

議案第5号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、利用状況調査（耕作放棄地調査）に基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない旨の認定をしたいので提案する。

令和5年1月6日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の令和4年度 農地・非農地の判断対象地リスト 地区別集計表で説明します。白杵と野津の合計で説明します。

田については、112筆 40,925.33 m<sup>2</sup> 、畑については、239筆 70,936.78 m<sup>2</sup> 、合計で351筆 111,862.11 m<sup>2</sup> (約11.2ha) となります。

以上、農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第5号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第6号 農用地利用配分計画案の意見聴取について事務局より説明をお願い致します。

次長 12ページをご覧ください。

議案第6号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和5年1月6日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1ページを説明しますので、ご覧ください。

(畑) 2筆 4,083 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は2ページに掲載していますのでご覧ください。

次に3ページを説明しますので、ご覧ください。

(畑) 1筆 877 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は4ページに掲載していますのでご覧ください。

次に5ページを説明します。

(田) 1筆 387 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は6ページに掲載していますのでご覧ください。

次に7ページを説明します。

(畑) 4筆 1,617 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は8ページに掲載しています

のでご覧ください。

次に9ページを説明しますので、ご覧ください。

(畠)4筆 4,237m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は10ページに掲載していますのでご覧ください。

なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載していますのでご覧ください。以上、5件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第6号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。次に追加議案第7号 白杵市農業委員会の所管に係る白杵市個人情報保護条例施行規程の廃止について事務局より説明をお願い致します。

次長 追加議案について説明致します。1ページをお開きください。

議案第7号 白杵市農業委員会の所管に係る白杵市個人情報保護条例施行規程の廃止について、個人情報保護制度の見直しによる個人情報保護法の一元化により白杵市個人情報保護条例が執行するため、白杵市個人情報保護条例に紐づく例規を廃止されることに伴い、白杵市農業委員会の所管に係る白杵市個人情報保護条例施行規程の廃止について別紙のとおり提案する。

令和5年1月6日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

臼杵市農業委員会の所管に係る臼杵市個人情報保護条例施行規程を下記のとおり廃止し、告示するものとする。

（記）臼杵市農業委員会の所管に係る臼杵市個人情報保護条例施行規程（平成17年臼杵市農業委員会告示第2号）は、廃止する。

理由といたしまして、デジタル改革関連法による個人情報保護制度の見直しにより、乱立した個人情報保護ルールが国家ルール（法）に一元化されます。これにより臼杵市個人情報保護条例は失効するため、12月定例市議会において、本年度末日限りでの条例廃止を提案し、承認を受けました。従いまして、臼杵市農業委員会の所管に係る臼杵市個人情報保護条例施行規程も本年度末で廃止する必要があります。

参考資料としまして、別冊をご覧ください。

1ページは本案件の「臼杵市農業委員会の所管に係る臼杵市個人情報保護条例施行規程を廃止する告示」の（案）となります。なお、当該規程は本年度末日を以て廃止されるため、附則に記載されている「廃止する告示」の施行日は令和5年4月1日からとなっています。

2ページは本案件で廃止する「規程」になります。3~9ページは2ページの本文に記載されている「臼杵市個人情報保護条例施行規則」となります。なお、これにつきましては、令和4年12月20日付けで行政委員会の長に対しまして、「臼杵市個人情報保護条例廃止に伴う対応について」という文書を提出し、この廃止について行っているところです。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、追加議案第7号 臼杵市農業委員会の所管に係る臼杵市個人情報保護条例施行規程の廃止について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、追加議案第7号 臼杵市農業委員会の所管に係る臼杵市個人情報保護条例施行規程の廃止

については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。